基幹統計調査に係る書面調査票

基幹統計調査の名称	国民生活基礎統計
府省庁等名(担当課室名)	厚生労働省(政策統括官付参事官付世帯統計室)

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック(■)を付してくだ さい。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成31年2月末時点にお いて確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

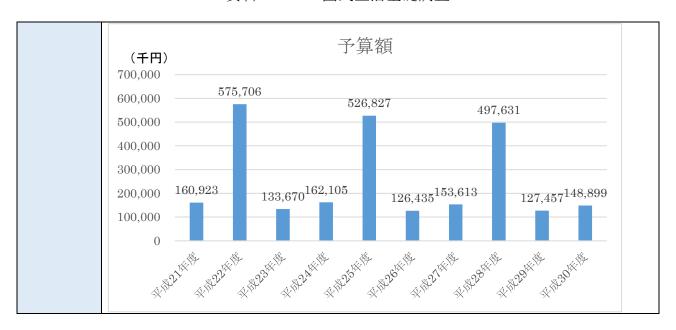
_	/+=I===+	1-1-7	# 4 4	L
1	統計調查	に係る	县本品	印墨坦

	係る基本的事項										
①作成プ	調査対象	調査対象 地理的範囲〔■全国 □一部地域 ()〕									
ロセスの	の範囲	属	属性的範囲〔■世帯・個人 □企業・法人 □事業所								
概要			□その他 ()]								
	全数調		全数調査								
	査・標本		標本調査〔■無作為抽出 □有意抽出〕								
	調査の別		母集団情報:国勢調査区								
	等		□うち一部の層が全数調査である								
	,1		ロブら一部の層が主教調査で <i>め</i> る 〔全数調査になっている層: 〕								
		世者	世帯票:厚生労働省一都道府県保健所-指導員-調査員-世帯								
				_	呆健所言 寺 別						
	調査系統	所名	导票 :厚生労働省-	'	, ,,,,		- 重恣証		音二語	杏昌_	世帯
		7711	7天,子上刀 两百		ョント 市・特別∑			111-4	·	上只	[프 1]]
				_	事務所を設		_				
	調査票の	配		コ チャン /- =	m+ -				77 ~ 11	. /	`
	配布・回	布	■調査員調査	□郵迗請	周 査 L	」オンフ	フイン訳	間査 L	」その他	1 ()
	収方法	口	■調査員調査 [郵送	関杏 「]オン=	ライン訓		ラテの針	1 ()
		収	■ M 型 兵 M 型 ご し				, 1 ~ н)	ч <u>н.</u> с	J C V / [E	<u>.</u> (,
	企画・実		▶該当する欄に「								
	査・審査	`	/ 政当 9 る個に「		J 9 o						
	等の実施		区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号	審査	集計	公表
	機関等				1ШШ		7 .73	付け		71641	
	P/410-4		本府省 ————————————————————————————————————	•		•			•	•	•
]	也方支分部局								
			(独)統計センター								
		3	都道府県			•					
		-	韦町村			•					
		民間事業者 ▲ ●									
		スケジュール 4~ 12~ 4~ 7~ 9~ 3~ 7月 (直近の調査の実績) 12月 1月 8月 10月 2月 6月									
									7月		
		(注	-/ /								
			を記載してくださ	い。各業	終の時	期、期間	間は重複	してい	てもかま	ミいませ	ん。
②調査の	1年										
周期											

③調査票 2 種類 の構成 (主な調査票:世帯票、所得票) 40回収率 世帯票 の推移 平成 29 年 区分 平成 28 年 平成 27 年 平成 26 年 平成 25 年 調査対象数(a) 61, 116 289, 470 59, 425 59, 474 295, 367 回収数(b) 46, 473 224, 641 46,651 46,816 235,012 回収率(b/a) 76.0 77.6 78.5 78.7 79.6 区分 平成 24 年 平成 23 年 平成 22 年 平成 21 年 平成 20 年 調査対象数(a) 59, 475 57, 232 289, 363 56, 882 57, 572 47,661 46,099 229, 785 回収数(b) 46,605 45,893 回収率(b/a) 80.1 79.4 81.9 79.7 80.5 所得票 平成 29 年 平成 27 年 平成 26 年 区分 平成 28 年 平成 25 年 調査対象数(a) 8,645 34, 286 9,036 8,904 36, 419 6,697 回収数(b) 25, 275 6,880 7, 133 27,081 73.7 回収率(b/a) 77.5 76.1 80.1 74.4 区 分 平成 24 年 平成 23 年 平成 22 年 平成 21 年 平成 20 年 調査対象数(a) 9, 252 35, 971 9,301 9,013 9, 144 回収数(b) 7,435 7,279 27, 225 6,763 6,572 回収率(b/a) 80.4 80.8 75. 7 72.7 71.9 ▶ 回収数に代替標本が含まれているか → □含まれている ■含まれていない (注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施(例:世帯と企業を対象に実施)している 場合は、それぞれ分けて作成してください。 2 回収率については、以下により記載してください。 ① 1年未満の周期で行われる調査(月次調査、四半期調査等)は、平成21年~

- 30年の年平均回収率
- ② 年次・隔年調査、周期調査 (3年周期) は、平成21年~30年における実施年 の回収率 (未実施年の欄には「一」を記載)。5年周期は、直近2回 (平成21年 以前となる場合も含む)の回収率

5 予算額 ※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット



2 再発防止に係る取組

- ① チェック・審査(実査、審査、集計の各段階)
- i)実査段階におけるチェック
 - ◆ 調査票の記載内容の確認

実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認 のための取組

7/こめりりり取和	
調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
■調査員調査	■調査員(委託事業者の調査員を含む。)・指導員による目視
	■委託事業者による目視
	■都道府県・市町村の職員による目視
	□その他 ()
□郵送調査	□委託事業者による目視
	□都道府県・市町村の職員による目視
	□その他 ()
□オンライン調査	□記入漏れのチェック⇒□調査事項の全部
(電子調査票にお	□調査事項の一部
けるプログラムチ	□レンジチェック
エック)	□クロスチェック
	□その他 ()
□その他	(取組内容を記載)

(注)「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容 範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

)

- ii) 個票データの審査段階におけるチェック
 - ◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ ■実施している

┗▶ ■システムプログラムによる審査を実施

□目視による審査のみ実施(理由:

□実施していない

→ (理由:

(システム・プログラムによる審査を実施している場合)

〔チェックの内容〕

世帯票

全調査事項:18項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 /全項目数 **1	検出総数 (概数)	検出総数の説明 **2
	①記入漏れのチェック	18/18	28,000	初回のチェックによる もの
チェッ	②レンジチェック	18/18	16,000	初回のチェックによる もの
ク方法	③クロスチェック	18/18	108, 000	初回のチェックによる もの
	その他			
	①~③の計	54/54	152, 000	

〔チェックの内容〕

所得票

全調査事項:20項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 /全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ※2
	①記入漏れのチェック			初回のチェックによる
チェッ	②レンジチェック	20/20	11,000	ものであり、②レンジ チェックと一緒に行っ ている。
ク方法	③クロスチェック	20/20	32,000	初回のチェックによる もの
	その他			
	①~③の計	60/60	43, 000	

- (注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法 に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定 事項(「チェック有の項目数/全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。
 - ※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。
 - ※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明(初回チェックの検 出件数、各回チェックの累計 など)を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の ◆ エラーチェックの対象となり	
	考え方
区分 記入漏れのチェック	与
レンジチェック	
クロスチェック	
◆ エラーチェックの対象となり	得るが行っていない理由
区分	考え方
記入漏れのチェック	
レンジチェック	
クロスチェック	
◆ その他のチェックを行ってい	る場合、その内容と考え方
(内容:)
(考え方:)
いるか。	もののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定して
世帯票 → □ある(内容: ■ない)
所得票 → □ある(内容: ■ない)
している場合、チェックの方法	方公共団体、民間事業者等)においてエラーチェックを実施 (レンジチェック、クロスチェック等)や内容(レンジの幅 仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示して
□チェックの方法のみ定め	
□定めていない(地方公共	団体、受託業者等の判断により実施)

iii)集計段階におけるチェック 世帯票		
◆ 集計された集計表の正確性を→ ■実施している	と確保するため、チェックを望	実施しているか
↓ ■システム・プロク	ブラムによるチェック	
-	ックのみ実施(理由:)
□実施していない		
┗)
所得票		
◆ 集計された集計表の正確性を	と確保するため、チェックを	実施しているか
▶ ■実施している		
□システム・プロク		
	ノクのみ実施(理由:複数人 [*]	で表間チェック等を行うため)
□実施していない		
- (理由:)
/> 1		
(システム・プログラムによる ラ	- エックを実施している場合)	
世帯票	17 1 o 1 o 1 o 1 o 1	
(「実施している」場合、該当		em.l.
チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算(表内で論理矛盾が	■有 →45表/95表	目視で内訳を確認すること
ないか)	□無	が容易でない場合にのみ実
→田冊 ∧ (→田 → → 和マ に))		施する。
表間照合(表間で論理矛盾が	□有 → 表/ 表	
ないか)	■無	
時系列チェック(過去の結果	■有 →95表/95表	
との比較)		
関連統計との比較(民間デー	□有 → 表/ 表	
タ等他のデータとの比較)	■無	
そのうちチェックを行って	いる集計表の数を分子(左側	な集計表の数を分母(右側)に、 側)に記載してください。また、 「理由」欄に記載してください。
〔集計段階におけるチェックのル-	-ル化]	
		においてエラーチェックを実施
		P内容(表間照合を実施する項目
等)は、マニュアル、指示書、	仕様書等に定めてエラーチョ	ニック実施機関に統一的に示して
いるか。		
→ □チェックの方法、内容と	さもに定めている	
□チェックの方法のみ定め		
□定めていない(地方公共	団体、受託業者等の判断に。	こり実施)

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認	
〔委託事業者の履行確認〕	
(委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック) i)「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府 主管課長等会議申合せ)(以下本項において「ガイドライン」という。)の実施状況	省統計
◆ 委託対象業務(実査、入力、審査)
◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか(ガイドラインⅢ1ウ) ■価格による競争入札方式 □総合評価落札方式 □その他の選定方法()	
◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無 (ガイドラインⅢ 4 (2)ア) → ■有 □無	
(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック) ■定期的又は随時の報告の求め	
■委託事業者に対する監査 □その他()	
 ★ ガイドラインⅢ 4 (2) ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無 ★Ⅲ 4 (2) ア①に掲げる事項については、民間事業者ではなく自治体おいて実施すのため、回答対象外。 (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック) (共通) □調査票の誤送付等の状況 □調査項目別の未記入及び不備の状況 □調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況 □照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等) □督促の実施状況及び効果(督促後回収率等) □収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況(調査員調査のみ) □調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制 □調査員への指導状況 □報告者への訪問状況 □不在等の場合における再訪問の実施状況 	る内容
★ ガイドラインⅢ 4 (3) に掲げる事項を仕様書等において定めているか★ ■定めている □定めていない↓ (理由:)

◆ ガイドラインⅢ 5 (1) に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再 委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。

\rightarrow	■している	口していない	
		┗ (理由:)

 【地方公共団体の履行確認】 (地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック) i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置 ◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → ■有 □無 (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック) → □定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施 □現場に職員を派遣しての実施状況の把握 ■業務の節目及び完了時の報告聴取 □その他() 											
◆ 調 ◆ 国 ([:	i)国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置 ◆ 調査員設置状況の把握の有無 (名簿等の提出を受けている等) → ■有 □無 ◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → ■有 □無 (「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック) → ■研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底 □指導員等の巡回による実施状況の把握 □現場に職員を派遣しての実施状況の把握 □業務の節目及び完了時の報告聴取 □その他()										
([有」にす	チェック	した場合						- ' '		
<u> </u>		方法の透 精度に関		銀の公開	<u> </u>						
◆ 基幹統計調査に関する情報の公開 総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査(統計精度検査)の標準検査(見える化状況検査)」(平成29年実施。平成30年3月フォローアップ)の評価事項に対する自己点検の結果											
①標2	 大設計		至方法 双集方法)		・推計 法	④標2 (標本調	本のみ)	⑤非標	本誤差	⑥他統 比較	計との ・分析
Н30. 3	Н31.2	Н30. 3	Н31.2	Н30. 3	Н31.2	Н30.3	Н31.2	Н30.3	Н31.2	Н30.3	Н31.2
3	3	2	2	2	2	3	3	2	2	3	3
※ 平成 30 年 3 月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを 記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載 改善した部分について報告(ホームページ掲載の新旧を添付のこと)											

ii)	業務マニ	ュアル	竿の敕	借状况
II /	未伤ヾ―.	エブル	守い笠	1用1人/ル

- ◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書(名称、体裁は問わない)の有無 → 有 □無 (「有」にチェックした場合)
 - →対象業務(全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等)(全般)
 - → 内容を見直しているか

■定期的実施(実施時期 年度末)

■不定期実施(随時)

□その他 (

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

企画、実査、公表等において担当係から内容についての説明を受けている。

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

企画、公表時、局議等において担当室から内容についての説明を受けている。

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部(府省外)からの指摘

i)外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

世帯票

- ◆ 外部からの指摘の有無 → □有 ■無 (「有」にチェックした場合)
 - → 指摘を踏まえ、訂正した件数(過去5年間)

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
件数					

(注)「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

所得票

◆ 外部からの指摘の有無 → ■有 □無 (「有」にチェックした場合)

→ 指摘を踏まえ、訂正した件数(過去5年間)

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
件数	0	1	0	0	0

(注)「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

ii) 外部からの指摘への対応ルール

◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無

→ □有 ■無

(「有」にチェックした場合、その具体の内容を記載。別途、現物を提出してください。)

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存

i)調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限

データの種類 右無		保管期限の	保管期限	期間満了	
1 プークの性類	有無	定めの有無	(「有」の場合)	後の排	措置
(1)-1 調査票情報	■有	■有⇒■調査規則	□永年	□ 利	多管
(記入済調査票)	□無	□文書管理規則	■所定の期間(1年)	■ 和	皮棄
		□無	□1年未満		
(1)-2 調査票情報	■有	■有→■調査規則	■永年	□ 看	多管
(調査票の内容を記録	□無	■文書管理規則	□所定の期間(年)	□ 砂	波棄
した電磁的記録媒体)		□無	□1年未満		
(1)-3 調査票情報	□有	□有→□調査規則	□永年	□ ≉	多管
(その他)	■無	□文書管理規則	□所定の期間(年)	□ 砂	皮棄
		□無	□1年未満		
(2)調査関係書類	■有	■有⇒■調査規則	□永年	□ 利	多管
	□無	□文書管理規則	■所定の期間(1年)	■ 砂	波棄
		□無	□1年未満		
(3)中間生成物	■有	□有⇒□調査規則	□永年	□ 利	多管
	□無	□文書管理規則	□所定の期間(年)	□ 砂	波棄
		■無	□1年未満		
(4)ドキュメント	■有	■有→□調査規則	■永年	□ ≉	多管
	□無	■文書管理規則	□所定の期間(年)	□ 砂	皮棄
		□無	□1年未満		
(5)行政記録情報	□有	□有→□調査規則	□永年	□ ≉	多管
	■無	□文書管理規則	□所定の期間(年)	□ 砂	皮棄
		□無	□1年未満		
(6)メタデータ	■有	□有⇒□調査規則	□永年	□ 利	多管
	□無	□文書管理規則	□所定の期間(年)	□ 砂	波棄
		■無	□1年未満		
(7)母集団復元情報	■有	□有⇒□調査規則	□永年	□ ≉	多管
(上記に掲げるも	□無	□文書管理規則	□所定の期間(年)	□ 砂	波棄
のを除く)		■無	□1年未満		

- ・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
- ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実査段階(調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。)で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。
- ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、 チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
- ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
- ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
- ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報(調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する

情報) もメタデータに含まれる。

・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

② 発生時点での対応ルール

- i)結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール(処理方法、記録)の有無、内容
 - ◆対応ルールの有無 → ■有 □無

(「有」にチェックした場合)

上記ルール等の策定時期・内容(別途、現物を提出してください)

(「統計データの正確性の確保対策について(平成22年6月28日)」)

③ 行政利用の事前把握	
i)結果数値の利活用先を具体的に把握しているか	
◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか(該当するものすべてにチェック)	
□ SNA、QEの作成の際に利用されている	
□ その他の統計の作成の際に利用されている(利用されている統計名)
■ 政策の立案・実施の根拠として用いられている	
(政策等の名称:子供の貧困対策に関する大綱、	
健康日本 21 (第二次)	
がん対策推進基本計画	
未来投資戦略 2017 (中期工程表)	
第4次男女共同参画基本計画)	
□ 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている	
(手当て等の名称)
□ 月例経済報告に利用されている	,
□ その他()	
◆結果数値の利活用先の把握方法	
調査の企画時において、省内各部局に活用(予定)状況を確認している。	

4 品質向上(上記以外)に係る取組

(1)	統計ニーズ	(行政外を含む)	の把握・	动应
(1)				ハコルい

◆ 行政機関以外の利用者(例:民間シンクタンク、研究者)からのニーズを収集する取組の 有無 → ■有 □無

)

(「有」にチェックした場合、その実績 [過去1年間]) (社会保障審議会統計分科会 厚生労働統計の整備に関する検討会

(参考) 一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数・e-Stat ダウンロード件数 (総務省において記載) 3,004件、115,686件 (活用度スコアリングI)

- ◆ 統計法に基づく調査票情報等の2次的利用の状況(平成29年度)(総務省において記載)
 - 調査票情報の2次的利用 (95件)

※統計法32条に基づく行政機関等による2次利用、統計法33条に基づく調査票情報の提供

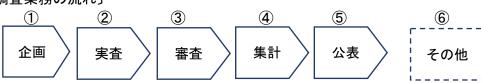
オーダーメイド集計 (-件)※統計法 34 条に基づき作成する統計の提供

・匿名データの提供 (6件)

※統計法35条に基づき作成される匿名データの提供

② 担当職員数、職員の能力

〔調査業務の流れ〕



〔調査担当部局課室・係〕※本府省のみ記載

※下図は住宅・土地統計を例にイメージ的に便宜整理したものであり、実際の業務割り振り等とは異なる。

上段:業務内容(①~⑥で実施業務をプロット)

下段:業務量按分

∫政策統括官 ── 参事官 ── 世帯統計官]-



注:健康票・介護票・貯蓄票は大規模調査年のみの実施。

統計企画調整室-..

※再任用職員(時短含む)も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

[本統計の作成に従事する職員数(省令職以上を除く)]

※時期によって職員数が変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を	業務量を按分した実員相当数				
従事する	13人				
うち、	統計業	美務経験 10 年以上	10人		
	11	5年以上10年未満	1人		
	11	2年以上5年未満	0人		
	11	2年未満	2人		

期間業務職員の数

(0 人)

[担当管理職(政令職、省令職)の統計業務経験等]

- ■統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当(3人) □上記のいずれもなし(○人)
- ③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制(関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか)

[現行の審査・集計システムの概要] =統計処理システム=

◆ どの業務についてシステムを用いているか(該当するものすべてにチェックし、その概要 を記載)

システムを 用いている	保有者	保有者の内 製か外部発	システムの概要
業務	NK 11 II	注かの別	V / / C / / M A
■データのチェ	玉	■内製	①~④は別添参照
ック・審査	□(独)統計	□外部	⑤SAMAS, FORTRAN
	センター	発注	⑥特になし
	□民間事業者		
	□その他		
	()		
■統計の作成・	玉	■内製	①~④は別添参照
集計	□(独)統計	□外部	⑤ DICS
	センター	発注	⑥特になし
	□民間事業者		
	□その他		
	()		
□その他	□国	□内製	
()	□(独)統計	□外部	
	センター	発注	
	□民間事業者		
	□その他		
	()		

- (注)「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期(いつから使用しているのか)、③ (外部発注のシステムの場合)過去10年間で業者の変更あったか(同じ業者が継続的に業務を受注しているか)、④OSの種類(例: Windows10, UNIX など)(サーバー側、クライアント側)、⑤ソースプログラムに使用している言語(COBOL, JAVA など)の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料(調達時の仕様書等)がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。
- ◆ 当該システムを担当 (開発、運用、外注管理等) している府省職員数 (実員相当数) (3人)

※担当職員3人で24調査を担当

◆ システム経費(ハード、ソフト)

開発経費 (957百万円) 年間運用経費 (1470百万円) ※開発経費、年間運用経費は24調査分の合計額

	 【調査変更時のシステム面での問題】 ◆ 調査事項の項目や選択肢など調査に変更があった場合に、システム面で特に問題に項は何か(該当するものすべてにチェック) □改修費用 □改修に要する時間 □改修内容(何を直すべきかが分からない、など) 	なる事
	上記以外で、現にシステムを利用・運用していて不都合を感じる点について記載	
	④ オンライン調査の実施状況	
	◆オンライン調査の導入状況	
	□導入済(導入時期:	
	・利用システム	
	□政府共同利用システム	
	□独自システム(各省、受託業者等)	
	□電子メール	
	□その他(
	・オンライン回答率(オンライン回答者/調査対象者×100) (%)	
	→ 5 %未満の場合、利用が少ない理由 ()	
	→50%以上(世帯調査は30%以上)の場合、利用が多い理由()
	■導入予定(導入予定時期:未定(2019年年央までに工程表を作成))	
	□導入予定なし→年間総対象数1万以上の統計については、導入しない理由()
5	5 過去5年間(平成26年1月~30年12月)における結果数値の訂正等事案の有無の状況	
	〇 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供	
	□無	
	■有 - (具体の内容)	
	◆過去5年間の公表件数: 12件	
	▼四五0十四▽△以下数・ 10円	
	◆直近から遡って5事例を記載 (注)公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。	

() to min the	T. N. o.o. Fr	 N oo /	T. N. o.o. Fr	T. N. o.o. Fr	T. D. o.o. F.
公表時期	平成 30 年 7月 20 日	平成 30 年 4月 26 日	平成 30 年 3月 20 日	平成 29 年 10 月 20 日	平成 29 年 10 月 5 日
事案概要(内容/	所得票・貯蓄票	世帯票	所得票	世帯票・介護票	所得票
時期/影響)	拡大乗数の算	西南宗 結果表数値の	結果表数値の	登録データの	別 付票 結果表数値の
	出に用いる国	誤り	誤り	誤り	誤り
	対に	(平成 28 年調	(平成 26、27	(平成 28 年調	(平成 28 年調
	の誤り	查/影響小)	年調査/影響	査/影響小)	查/影響小)
	(平成 28 年調	五/水/音/1/	小)	五/水/音/17	五/松青/17
	查/影響有)		7,1		
事案発見の端緒	見える化状況	内部資料作成	プログラム確	二次利用の相	貧困率と度数
(発見した者/発	検査の改善作	のため、統計	認作業中に発	談を受け、デ	分布表は別デ
見日時)	業(統計法施	表数値を確認	見した。(調査	ータ内容を改	ータを用いて
	行状況報告)	していたとこ	担当係/平成	めて確認して	算出していた
	において、厚	ろ発見した。	30年3月7日)	いたところ、	が、使用する
	生労働省 HP に	(調査担当係		調査票間で一	データを1本
	掲載している	/平成 30 年 4		致すべきデー	化して過去に
	所得票の推計	月 25 日)		タの一部に不	遡って貧困率
	方法に関する			一致を発見し	を確認してい
	説明文書を確			た。(調査担当	たところ発見
	認していたと			係/平成 29 年	した。(調査担
	ころ発見した。(調査担当			10月3日)	当係/平成 29 年9月29日)
	係/平成 30 年				平9月29日)
	5月9日)				
原因	平成 28 年所得	集計用プログ	プログラムミ	チェック工程	誤りのあるデ
), K (2)	票・貯蓄票用	ラムの修正漏	スとチェック	の失念、担当	ータと正しい
	拡大乗数の算	れ	漏れ	者間の連携不	データの2つ
	出を依頼した	,, •	0/13/4	足	が存在してお
	際、元データ				り、前者を使
	として使用す				用して算出し
	るべき国勢調				てしまったた
	査年次を誤っ				め
	て伝達したた				
	<i>b</i>	/4-31 4-36 x 44	/4-31-4-3/-> #b	/	/da = 1
対応(結果数値の	統計表差し替	統計表差し替		統計表差し替	統計表差し替
訂正、事案の公表	え、正誤情報の掲載	え、正誤情報の提供	え、正誤情報	え、正誤情報の掲載	え、正誤情報の掲載
等) 再発防止に向け	・「拡大乗数算	の掲載・プログラム	の掲載・プログラム	・調査票間で	・貧困率算出
採った措置	出のための国	を複数人の目	を複数人の目	一致すべき項	
	勢調査区数作	により確認	により確認	目を改めて整	作成用に分け
	成」について、	・プログラム		理し、チェッ	てデータを作
	今後は「調査	記載内容の整	確実な実施	クプログラム	成せず、デー
	対象地区抽	理	, may 0, 0, 0, 0, 0	等に反映でき	タを一本化
	出」時と同一			ているか確認 ・プログラム	・データの更 新履歴等をま
	時期に実施			の実行結果を	とめた一覧表
	・複数者によ			複数人の目に	を作成し、係
	る手順の確認			より確認	内で共有する
	等、統計の正			・チェックエ	とともに、後
	確性を確保す			程に係る記録	任にも引き継
	るためのチェ			(プログラム 実行回数、エ	\(\sigma\)
	ック体制の強			ラー件数等)	
	化			を明確に残	
				す。	
				・調査票担当	
				者間での連絡	
				が漏れないよ	
				う、ドキュメ	
				ント等での引	
				継ぎを確実に	

		実施	